

鳥取県林業再生事業費補助金交付要綱

制 定 平成22年4月13日付第200900218974号
最終改正 令和7年3月25日付第202400314450号
鳥取県農林水産部長通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第4条の規定に基づき、鳥取県林業再生事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則及び国交付金事業の実施に当たっては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、高密度路網の整備と機械化の整備により、森林集約化の促進、素材生産性の向上、木材運搬コストの低減、労働環境の改善を促し、持続性のある産業構造に改善することで本県における森林の適正管理と森林資源の有効利用及び林業従事者等の安定的な確保を図ることを目的として交付する。

(補助金の交付)

第3条 県は、前条の目的を達成するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「対象事業」という。）について、次に掲げる者に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- (1) 別表の第4欄に○印を付した対象事業（以下「間接補助事業」という。）を行う同表の第2欄に掲げる者（以下「間接補助事業者」という。）に対し本補助金の額以上の間接補助金を交付する市町村。ただし、年度内に事業完了するために事業着手が必要な時期までに、市町村の予算措置を行うことができない場合は、同表の第2欄に掲げる者。
- (2) 前号に該当する対象事業以外の対象事業については、別表の第2欄に掲げる者
- 2 本補助金の額は、補助対象経費（対象事業に要する別表の第3欄に掲げる経費をいう。以下同じ。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第5欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以下とする。
- 3 事業実施主体（補助事業又は間接補助事業を行う別表の第2欄に掲げる者をいう。以下同じ。）は、対象事業の実施に当たっては、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、県内業者（県内に本店、支店、営業所、事務所その他の名称のいかんを問わず事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

- 第4条 本補助金の交付申請は、知事が別に定める日までに行わなければならない。
- 2 規則第5条の申請に添付すべき同表第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、当該者が免税事業者、簡易課税事業者、特定収入割合が

- 5パーセントを超えている公益法人等（消費税法別表第三に掲げる法人及び同法第2条第7項に規定する人格のない社団等をいう。）若しくは地方公共団体であるとき、又は仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。
- 4 別表の第1欄の国交付金事業を実施する同表の第2欄に掲げる者（市町村を除く。）は、交付申請に当たり、様式第3号による誓約書を添付しなければならない。

（交付決定の時期等）

第5条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から20日（本補助金が適正化法第2条第4項に規定する間接補助金等（以下「間接国費補助金」という。）に該当する場合にあっては、交付申請を受けた日から起算して、知事が、その財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定を受けるまでの日数に、原則として20日を加えた日数）が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第4号によるものとする。
- 3 知事は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、当該変更後の額。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。
- 4 知事は、国交付金事業において、やむを得ない事由により早期に交付決定をすることが困難な場合において、交付目的を達成するため必要があると認めたときは、本補助金の交付見込額を様式第5号により内示することができる。
- 5 本補助金の交付を受ける者（以下「補助事業者」という。）は、前項の内示後、補助事業に着手することができる。

（間接交付の条件）

第6条 補助事業者のうち第3条第1項第1号の市町村（以下「第1号補助事業者」という。）は、間接交付に当たり、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容及び次項の条件を付さなければならない。

第12条（第4項を除く）、第13条から第14条、第16条第2項後段、第17条、第25条、第26条	補助事業者等	間接補助事業者
	交付決定	間接交付の決定
	補助事業等	間接補助事業
	知事	補助事業者
	様式第2号による	補助事業者が定める
	対象事業	間接補助事業
	様式第3号による	補助事業者が定める
	補助金等及び間接県費補助金等	間接補助金

- 2 別表の第1欄に定める森づくり作業道整備については、前項のほか、次の条件を付さなければならない。
- （1）当該間接補助事業により開設した作業道について、事業終了後1年までの間に概ね1.0ヘクタール（森林所有者が実施主体の場合は、0.1ヘクタール以上。）の間伐等施業及び間伐材等の搬出・利用を実施しないとき（天災等不可抗力によるものとして農林水産部長が認めたときを除く。）は、当該作業道につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

（承認を要しない変更）

第7条 規則第12条第1項の知事が別に定める変更は、別表の第6欄に定めるもの以外の変更とする。

2 第5条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「財源に充當する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは「変更等について農林水産大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

(指示等の報告)

第8条 第1号補助事業者は、第6条の規定により付した規則第13条又は第16条第2項後段の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。

(完了届及び検査)

第9条 規則第14条の規定に基づき、別表の第7欄に○印を付した補助事業を行う補助事業者は、補助事業の完了した日（次項の規定による検査を段階的に行う必要がある場合にあっては、当該検査に係る部分が完了した日）から20日以内に様式第6号による届出書を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、速やかに検査員に検査させるものとする。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第17条第1項の規定による報告（以下「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

(1) 規則第17条第1項第1号又は第2号の場合にあっては、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から20日を経過する日又は補助事業の完了予定日の属する年度の翌年度の4月20日（本補助金が間接国費補助金に該当する場合にあっては、4月5日）のいずれか早い日。

(2) 規則第17条第1項第3号の場合にあっては、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日。

2 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者が仕入控除税額を含む額で交付決定を受けた一般課税事業者であって、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合においては、確定次第速やかに、様式第7号により知事に報告を行うこととする。なお、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、知事の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を県に返還しなければならない。

(間接補助金の支払)

第11条 第1号補助事業者は、間接補助事業に係る本補助金の支払を受けたときは、その支払を受けた額に応じた額の間接補助金を、遅滞なく間接補助事業者に支払わなければならない。

(交付決定の取消等)

第12条 規則に定めるものの他、虚偽の報告、機械の又貸しその他事業に関する不正が認められた場合は、県は本補助金の全部又は一部を返還させ、又は本補助金の全部又は一部を交付しないものとする。

(財産の処分制限)

第13条 規則第25条第2項のただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年

大蔵省令第15号)に定める耐用年数に相当する期間(同令に定めがない財産については、農林水産部長が別に定める期間)とする。

なお、森づくり作業道整備により開設された森林作業道においては、補助事業が完了した年度の翌年度から5年間とし、別表の第1欄に定める県単事業で整備した中古機械においては、補助事業が完了した年度の翌年度から3年間とする。

2 規則第25条第2項第4号の財産は、次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 補助事業により開設された林業専用道(規格相当)及び森林作業道
- (2) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
- (3) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして農林水産部長が別に定めるもの

(間接的な財産処分の承認等)

第14条 第1号補助事業者は、第6条の規定により付した規則第25条第2項の規定に準じた内容の条件に基づき、財産の処分の承認をしようとするときは、あらかじめ農林水産部長の承認を受けなければならない。

2 第5条第1項の規定は、前項の規定による農林水産部長の承認について準用する。ただし、別表の第1欄に定める国交付金事業に係るものは、同項中「財源に充当する国の交付金の交付を申請してから当該交付の決定」とあるのは「処分について農林水産大臣の承認を申請してから当該承認」と読み替えるものとする。

3 第1号補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項ただし書の期間を定めるに当たっては、前条第1項に定める期間より短い期間を定めてはならない。

4 第1号補助事業者は、第1項に規定する条件に基づき、規則第25条第2項第4号の財産を定めるに当たっては、前条第2項に掲げる財産を定めなければならない。ただし、当該財産以外の財産を定めることを防げない。

(執行手続)

第15条 事業実施主体は、対象事業の実施に当たり売買、請負その他の契約をする場合は、競争原理が働く運用となるよう努めなければならない。

(提出書類の部数等)

第16条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類は、正本1部とし、事業を行う区域を所管する地方事務所(東部農林事務所八頭事務所、中部総合事務所、西部総合事務所、西部総合事務所日野振興センターをいう。)の長(以下「地方事務所の長」という。)に提出しなければならない。

なお、公益財団法人鳥取県造林公社においては、農林水産部森林・林業振興局長に提出しなければならない。

(雑則)

第17条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行し、平成23年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行し、平成24年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月12日から施行し、平成25年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月11日から施行し、平成26年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行し、平成27年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行し、平成29年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年6月29日から施行し、平成30年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月8日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年10月15日から施行し、令和元年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年3月28日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月6日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年3月30日から施行し、令和5年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年1月24日から施行し、令和6年度事業から適用する。

附 則

この改正は、令和7年3月25日から施行し、令和7年度事業から適用する。ただし、令和6年度繰越事業については、なお従前の例による。

別表（第3条、第7条、第11条関係）

1 (間接) 補助事業	2 事業実施主体	3 (間接) 補助対象経費	4 間接交付主体	5 補助率	6 重要な変更	7 完了届
低コスト 林業機械 整備・ リース等 支援	国交付金 事業 林業機械整 備支援【造 林保育型】 【素材生産 型】 被災施設 等の再整備 について も、造林保 育型又は素 材生産型を 適用する。	市町村 (公財)鳥取県造林公社 選定経営体 新たに造林事業を開始する者（造林保育型に限る）	1 事業費 高性能林業機械等の整備（森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政策第893号）別表2に掲げる事業を行う）に要する経費（中古機械は補助対象外。）ただし、1事業費は概ね500万円以上とする。なお、被災施設等の再整備に係る点検及び修理のみを行う場合は、1事業費の基準は設けないものとする。	○ (1) 1/3以内。ただし、次の場合を除く。 ア スイングヤーダ、ロングリーチハーベスター、ロングリーチグラップル、タワーヤーダ、Iotハーベスター、林業用資材運搬ドローン等については4/10以内 イ 素材生産型において、次の要件を全て満たす場合は1/2以内 （ア）森林施業プランナー育成対策事業実施要領（平成28年4月1日付27林政経第301号林野庁長官通知）による実践評価認定事業体であること。 （イ）年間5千立方メートル以上の素材生産実績があり、目標年度までに9千立方メートル以上の素材生産量を達成できること。 （ウ）目標年度までに一人1日当たり9.2立方メートルの素材生産性を達成できること。 エ 林業用四輪駆動ダンプトラックにあっては1/4以内。 オ 新たに造林事業を開始する者は1/2以内 オ 被災施設等の再整備を行う場合は1/2以内 （2）次の全ての要件を満たす場合、県嵩上げ1/6以内を上乗せする。 ア 県内初導入の林業機械であること。 イ 高額（購入費（税込）6千万円以上）な機械であること。 ウ 素材生産量が導入の翌年度から起算し5年後に現状値（過去3年の平均値）の1.5倍以上を達成する見込みがあること。	1 補助金の増 2 補助金の30%を超える減 3 機種の新設又は中止及び廃止 4 事業費から附帯事務費への経費の流用	
	林業機械 リース支援 【造林保育 型】 【素材生産 型】	市町村 (公財)鳥取県造林公社 選定経営体 新たに造林事業を開始する者（造林保育型に限る）	1 事業費 高性能林業機械等（中古機械は補助対象外）のリース導入（森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱（平成30年3月30日付け29林政政策第893号）別表2に掲げる事業を行う）に要する経費とし、以下の算式で算出した額のうち、いずれか低い額 ア （リース物件価格）×（リース期間／法定耐用年数） イ リース物件価格－残存価格	○ 1/3以内。ただし、次の場合を除く。 （1）スイングヤーダ、ロングリーチハーベスター、ロングリーチグラップル、タワーヤーダ、Iotハーベスター、林業用資材運搬ドローン等については4/10以内 （2）素材生産型において、次の要件を全て満たす場合は1/2以内 ア 森林施業プランナー育成対策事業実施要領（平成28年4月1日付27林政経第301号林野庁長官通知）による実践評価認定事業体であること。 イ 年間5千立方メートル以上の素材生産実績があり、機械の導入の翌年度から起算して5年目までに9千立方メートル以上の素材生産量を達成できること。	1 補助金の増 2 補助金の30%を超える減 3 機種の新設又は中止及び廃止	

				<p>ウ 機械の導入の翌年度から起算して5年目までに一人1日当たり9.2立方メートルの素材生産性を達成できること。</p> <p>(3) 林業用四輪駆動ダンプトラックにあっては1/4以内。</p>		
	附帯事務費	市町村	1 附帯事務費 市町村が上記林業機械整備支援の1の経費に係る事業の実施に關し行う指導監督等に要する経費（ただし、1の事業費の0.4%以内）	1/2以内		
県単事業	林業機械整備支援	森林組合 森林組合連合会 施業受託者 鳥取式作業道開設士 鳥取式作業道開設士が所属する団体 素材生産業者 森林所有者	1 事業費 (1) 鳥取県林業再生事業実施要領第4の2の(1)に定める林業機械の購入による整備に要する経費及び当該林業機械の運送料	<p>(1) 当年度に皆伐再造林を計画している事業実施主体については3/10以内。 ただし、1台当たりの補助金の上限は600万円とする。</p> <p>(2) 1/5以内（上記以外のもの） ただし、1台当たりの補助金の上限は600万円とする。</p>	<p>1 補助金の増 2 補助金の30%を超える減 3 機種の新設又は中止及び廃止</p>	
	林業機械リース・レンタル支援	森林組合 森林組合連合会 施業受託者 鳥取式作業道開設士 鳥取式作業道開設士が所属する団体 素材生産業者 森林所有者 異業種（建設業等）の林業参入者	(2) 鳥取県林業再生事業実施要領第4の2の(2)に定める林業機械のリース又はレンタルによる導入・整備に要する経費及び当該林業機械1往復分の回送料	<p>(1) 当年度に皆伐再造林を計画している事業実施主体については3/10以内。 ただし、1台当たりの補助金の上限は130万円とする。</p> <p>(2) 1/5以内（上記以外のもの） ただし、1台当たりの補助金の上限は130万円とする。</p>		
省エネ林業機械等導入支援		森林組合 森林組合連合会 施業受託者 鳥取式作業道開設士 鳥取式作業道開設士が所属する団体 素材生産業者 森林所有者 製材加工業者	(3) 鳥取県林業再生事業実施要領第4の2の(3)に定める林業機械の購入による整備に要する経費及び当該林業機械の運送料	1/2以内		

林業路網整備	国交付金事業	基幹的路網整備	市町村	1 事業費 次の路網整備（生産基盤強化区域において行われるもの）等に要する経費 (1) 林業専用道（規格相当）整備 ア 林業専用道（規格相当）の作設 イ 関連条件整備活動（アと一体的に実施する対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等） (2) 森林作業道整備 ア 森林作業道の作設 イ 関連条件整備活動（アと一体的に実施する対象森林の調査及び森林所有者の同意取付け等） (3) 補強 (4) 橋梁・トンネル点検 (5) 機能強化	定額 (1) 林業専用道（規格相当）整備（関連条件整備を含む） 県が別に定める単価を上限とする。（注4） (2) 森林作業道整備（関連条件整備を含む） 2,000円/mを上限とする。 (3) 補強 県が示す事業費の範囲内 (4) 橋梁・トンネル点検 県が示す事業費の範囲内 (5) 機能強化 1/2以内	1 国費及び県費の増及び国費の減 2 路線の新設又は中止及び廃止 3 林業専用道（規格相当）整備について、路線の傾斜区分の変更及び開設単価の変更	○
			(公財)鳥取県造林公社選定経営体				
県単事業	森づくり作業道整備	市町村	1 事業費 (1) 事業費 森林作業道の開設に要する経費（鳥取県森林作業道実施基準（平成24年12月3日付第201200123865号鳥取県農林水産部長通知。以下「実施基準」という。）に基づき設計された額。ただし、事業主体が請負に付して事業を実施する場合は、実施基準に基づき積算した額と実行経費のいずれか低い額。）	5/10	1 補助金の増 2 補助金の30%を超える減	○（造林公社のみ）	
		（公財）鳥取県造林公社	(2) 附帯事業 作業道整備の円滑な実施を図るために必要となる調整活動並びに実践的知識及び技術の習得等の実施に要する経費				
森林組合 森林所有者 素材生産業者 その他林業者等の組織する団体 施業受託者 鳥取式作業道開設士				○			

注 1 補助対象経費が、工事請負及び委託に係る経費の場合については、県内事業者が施工を行ったものに限る。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

2 事業実施主体について

(1) その他林業者等の組織する団体

次に掲げる（ア）又は（イ）のいずれかに該当する団体とする。

(ア) 林業を営む者、森林組合、森林組合連合会が主たる構成員又は出資者（原則として、事業実施地域において事業を行っている者又は居住する者に限る。）となっており、かつ、これらの者がその事業活動を実質的に支配することができると認められる団体（中小企業等協同組合を含む。）とする。

その他林業者等の組織する団体のうち法人格のない事業実施主体にあっては、特定の構成員の加入脱退と関係なく、一体として経済活動の単位になっている団体に限るものとする。

(イ) その他林業者等の組織する団体は、事業実施地域の林業経営の構造対策及び地域林業の振興ための事業を実施する上で適切な団体又は法人であり、かつ、当該事業実施地域の森林所有者等との協調関係が築かれているものとする。

(2) 施業受託者

施業受託者5戸以上の森林所有者と長期の施業委託契約を締結し、森林経営計画を樹立しており、かつ、当該委託契約及び森林経営計画を公表している者。（既に樹立した森林施業計画を含む。）

(3) 異業種（建設業等）の林業参入者

県内に本社のある建設業者（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けた建設業者をいう。）をはじめ、県内の事業者が新たに林業に参入しようとするもの。

(4) 選定経営体

「林業経営体の育成について」（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）及び「育成を図る林業経営体の選定について」（平成30年2月6日付29林政経第319号林野庁林政部経営課長通知）に沿って県が選定した林業経営体

(5) 製材加工業者

購入した原木を自社の製材機及び円柱加工機（ロータリーレースを除く）を用いて住宅・非住宅用の製材品及びそれを用いた加工品（構造用、内外装用、下地用）、外構・土木資材用製材品として製造販売している者。

3 低コスト林業機械整備・リース等支援

(1) 県単事業は、国交付金事業又は他の国庫補助事業の採択要件を満たしていない（国からの交付割当の内示の無かった場合を含む。）場合等に実施できるものとする。

(2) 林業機械整備支援によって導入した林業機械については、当該機械の見やすい位置に導入事業年度及び導入事業名、事業者名を表示すること。

(3) 皆伐再造林を計画している事業実施主体について、次に掲げる（ア）及び（イ）に該当する場合、補助率を3/10とする。該当しない場合は、補助率を1/5とする。

（ア）スギ又はヒノキ人工林を皆伐し、再造林することとし、面積は0.1ha以上とする。

（イ）実績報告書提出時に皆伐再造林を完了していること。なお、苗木の供給が不足するなど、事業実施主体の責めに帰すべきでない事由で、翌年度の12月末までに施行する場合についても対象とするが、実績報告書提出時に確実に施行することが確認できる場合とする。

4 基幹的路網整備

(1) 補助金の算定に用いる開設の補助単価は、下表に従って県が路線毎に予算の範囲内で定める。なお、平均横断地山傾斜に応じた路線区分及び開設補助単価は、林業専用道（規格相当）設計・技術検討会との協議に基づくものとし、事業実施主体は協議に必要な書類を別に定めるとおりに提出するものとする。

平均横断地山傾斜	路線区分	開設補助単価	国費（1）	県費（2）
			（1） + （2）以内	（1） + （2）以内
15度未満	A		県平均32,000円/m以内で路線毎に設定	—
15度以上25度未満	B		県平均35,000円/m以内で路線毎に設定	路線の開設単価が（1）を超える場合、3,000円/mを上限として上乗せ
25度以上	C		県平均38,000円/m以内で路線毎に設定	路線の開設単価が（1）を超える場合、7,000円/mを上限として上乗せ

（2）県は、事業実施主体に対して路線毎の開設補助単価を通知し、事業実施主体は当該開設補助単価を上限として交付申請（変更する場合を含む。）を行うものとする。

5 森づくり作業道整備

(1) 附帯事業は、申請事業費合計の1割以内とする。

(2) 事業の採択要件は、次のとおりとする。

（ア）利用区域森林面積

概ね1ヘクタール以上とする。

（イ）森林施業要件

事業完了年度から、その翌年度末までに利用区域内において、1ヘクタール以上の間伐等の施業を実施すること。ただし、森林所有者が実施主体の場合は、利用区域内において0.1ヘクタール以上の間伐等の施業を実施すること。また、間伐材等の搬出・利用（材積の規模は問わない。）を実施すること。

(3) 国庫補助事業を優先するものとし、県単事業は、国庫補助事業の対象のならない路線及び事業実施主体を対象とするものとする。

年度鳥取県林業再生事業計画(報告)書

1 事業の目的

2 事業計画(報告)

(1) 低コスト林業機械整備・リース等支援

事業区分	事業種目	実施市町村	事業実施主体	事業内容			事業費(円) a+b+c+d	補助金算定基準額(円)	事業費内訳(円)				備考
				機械名称	メーカー、諸元、仕様等	数量 (台数、期間)			国費 a	県費 b	市町村費 c	その他 d	
国交付金事業	林業機械整備支援 【造林保育型】												
				計									
	林業機械整備支援 【素材生産型】												
				計									
	被災施設等の再整備												
				計									
	林業機械リース支援 【造林保育型】												
				計									
	林業機械リース支援 【素材生産型】												
				計									
	附帯事務費												
国交付金事業計													
県単事業	林業機械整備支援												
				計									
	林業機械リース支援												
				計									
省エネ林業機械等導入支援													
計													
単県事業計													
合計													

(2) 林業路網整備

事業区分	事業種目	実施位置	事業実施主体	事業内容				平均横断地山傾斜区分	開設単価(円/m)	事業費(円) a+b+c+d	補助金算定基準額(円)	事業費内訳(円)				備考	
				路線名	区分	幅員	数量					国費 a	県費 b	市町村費 c	その他 d		
国交付金事業	基幹的路網整備			林業専用道作設													
				林業専用道関連条件活動													
				小計													
				林業専用道補強													
				森林作業道作設													
				森林作業道補強													
				森林作業道関連条件活動													
				トンネル・橋梁点検													
				機能強化													
				附帯事務費													
県単事業	森づくり作業道整備			小計													
				鳥取式作業道													
				鳥取式作業道以外													
				付帯事業													
計																	
合計																	

(注) 1 平均横断地山傾斜区分は、開設箇所の平均横断地山傾斜毎に、A区分(15度未満)、B区分(15度以上25度未満)、C区分(25度以上)のいずれか該当する区分を記載する。

2 林業専用道作設及び林業専用道関連条件活動については、開設箇所の平均横断地山傾斜区分毎に小計を記載する。

3 事業完了予定期年月日(事業完了年月日)

年 月 日

4 他の補助金の活用の有無(有・無)(注)「有」、「無」のいずれかに○をし、有りの場合は下表に記載すること。

活用する補助金名	
その事業内容	
当該補助金に係る問い合わせ先	
補助金を所管している部署名・団体名	
同上連絡先	

5 消費税の取扱い(一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者・特定収入割合が5%を超えている公益法人等・地方公共団体・仕入控除額が明らかでない一般課税事業者)

様式第2号（第4条、第10条関係）

年度鳥取県林業再生事業収支予算（決算）書

1 収入

(単位：円)

事業区分		予算区分	決算額	予算額	差引増減額	備考
低コスト林業機械 整備・リース等 支援	国交付金事業	国補助金				
		県補助金				
		市町村費				
		その他				
		計				
	県単事業	県補助金				
林業路網整備	国交付金事業	市町村費				
		その他				
		計				
		県補助金				
		市町村費				
	県単事業	その他				
		計				
合計		国補助金				
合計		県補助金				
合計		市町村費				
合計		その他				
合計		計				

(注) 1 行及び予算区分は適宜追加すること。

2 繰越事業の場合は、上段：全体額、中段：年度内額、下段：繰越額を記載すること。

2 支出

(単位：円)

事業区分		予算区分	決算額	予算額	差引増減額	備考
低コスト林業機械 整備・リース等 支援	国交付金事業					
		計				
	県単事業					
林業路網整備	国交付金事業					
		計				
	県単事業					
合計						
合計						
合計						
合計						

(注) 1 行及び予算区分は適宜追加すること。

2 繰越事業の場合は、上段：全体額、中段：年度内額、下段：繰越額を記載すること。

様式第3号（第4条関係）

誓約書

年　月　日

様

住所

氏名又は名称及び代表者名

○○○○（補助事業者又は間接補助事業者）は、補助金交付に付された条件を遵守し、森林関係法令の違反等不適切な行為を行わない旨を誓約いたします。

様式第4号（第5条関係）

番号
年月日

様

職氏名

年度鳥取県林業再生事業費補助金交付決定通知書

年月日付 第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取県林業再生事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号。以下「規則」という。）第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第8条第1項の規定により通知します。

（担当・連絡先）

記

1 対象事業

本補助金の補助事業は「鳥取県林業再生事業」とし、その内容は、〇〇〇〇（別表第1欄の内、実施するメニューを転記。（例：低コスト林業機械整備・リース等支援国交付金事業林業機械整備支援）。複数ある場合は、該当メニューを列記）とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

（1）算定基準額	金	円
（2）交付決定額	金	円

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対する交付決定額は、〇〇〇〇とする。ただし、補助事業の内容が変更された場合においては別に通知するところによる。

4 補助金の額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取県林業再生事業費補助金交付要綱（平成22年4月13日付第200900218974号鳥取県農林水産部長通知。以下「要綱」という。）第3条第2項及び第5条第3項の規定を適用して算定した額と、前期2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなければならない。

なお、国交付金事業にあっては、規則及び要綱のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」（昭和30年政令第255号）、「農林畜水産業関係補助金等交付規則」（昭和31年農林省令第18号）、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策補助金等交付等要綱」

（平成30年3月30日付け29林政政第893号農林水産事務次官依命通知）、「林業・木材産業循環成長対策交付金実施要領」（令和5年3月30日付け4林政経第899号林野庁長官通知）の規定に従わなければならない。

様式第5号（第5条関係）

番 号
年 月 日

様

職氏名

年度鳥取県林業再生事業費補助金の交付内示について（通知）

年 月 日付 第 号で申請のあった鳥取県林業再生事業費補助金については、下記のとおり交付される見込みですので、事業の遂行に支障のないようにしてください。

なお、この補助金の交付見込額は、鳥取県補助金等交付規則（昭和32年鳥取県規則第22号）第6条の規定に基づく交付決定において変更されることがあるとともに、交付されないことがあります。

記

（単位：円）

事業区分	事業種目	事業内容	事業費	補助金算定基準額	補助金	備考

様式第6号（第9条関係）

年　月　日

職氏名　　様

住所
申請者 氏名
(団体にあっては、名称及び代表者の氏名)

年度（補助事業等の名称）完了届

年　月　日付 第　号による交付決定に係る事業が完了したので、鳥取県林業再生事業費補助金交付要綱第9条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

補助金等の名称	
完了年月日	
備考	(段階的に検査を行う場合にあっては、当該検査に係る完了部分を記載すること。)

様式第7号（第10条関係）

年度鳥取県林業再生事業費補助金仕入控除税額確定報告書

番号
年月日

職氏名 様

所在地
氏名
代表者

年月日付 第号により交付決定のあった 年度鳥取県林業再生事業費補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、鳥取県林業再生事業費補助金交付要綱（平成22年4月13日付第200900218974号鳥取県農林水産部長通知。）第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1	交付された補助金の額の確定額	金	円
2	消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額	金	円
3	補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額	金	円
4	補助金返還額（2から3を差し引いた額）	金	円
5	添付資料 (1) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類 (2) 課税期間分の消費税及び地方消費税の確定申告書（写し） (3) 課税売上割合・控除対象仕入れ税額等の計算表（写し）		

様式第7号 別紙（第10条関係）

消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の計算方法や積算の内訳等を記載した書類

- 1 法人名
- 2 法人住所
- 3 代表者職氏名
- 4 補助事業名
- 5 補助金額
- 6 当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 7 6の計算方法や積算の内訳

（1）補助対象経費（補助金の使途）の内訳

区分		課税仕入れ			非課税仕入れ	合計
経費の内訳	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○
	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○	○○○

（2）課税売上割合 ○○%

（3）補助金に係る仕入控除税額の計算方法